

各 位

消費税率引き上げ(増税)に伴う受講料等の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また平素より、技能講習などにつきましては、弊協会をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に変更されることが予定されておりますが、弊協会が実施しております各種技能講習等および修了証再交付申請等に係る消費税もこの対象となることから、令和元年10月1日以降の料金につきましては、現在の料金に新税率後の消費税分を加えた金額にて取り扱わせていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、弊協会の技能講習等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

敬具

令和元年9月

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

青森事務所